

技 術 資 料 作 成 要 領

総合研究大学院大学中央監視盤交換工事

平成29年 7月

国立大学法人総合研究大学院大学財務課

技術資料作成要領

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 総合研究大学院大学中央監視盤交換工事
- (2) 工事場所 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35（総合研究大学院大学構内）
- (3) 工事概要 本工事は、共通棟1階管理事務室の中央監視盤を更新するものである。
（別冊図面及び別冊現場説明書のとおり。）
- (4) 工 期 平成29年12月 1日まで
- (5) 資 料 案内図、配置図、平面図等

2 資料の構成

- i) ~~当該工事に係る簡易な施工計画（別紙様式1及び1-1）~~
- ii) 企業の施工実績（別紙様式2）
 - ・同種工事の施工実績
- iii) 配置予定の技術者（別紙様式3）
 - ① 監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）
 - ② ①の予定者の資格、工事経験
 - ③ ①の予定者の他工事の従事状況
- iv) 法令順守（別紙様式4）
 - 事故及び不誠実な行為
- v) 地域の精通度（別紙様式5）
 - 地理的条件等

3 作成要領

- (1) 提出資料の用紙サイズはA4判1ページ以内とし、記載事項は簡潔に記載すること。
（必要に応じて、説明図等を添付してよいが、用紙サイズ等はA4判1ページにまとめる）。
- (2) 記載内容に関する留意事項及び記載要領は次のとおりとする。

記 載 事 項	記載内容に関する留意事項及び記載事項
別紙様式1 工程管理及び安全管理等 について	工程管理、安全管理等提案について記載する。（最大5提案とする。）
別紙様式2 同種工事の施工実績につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争参加資格 当該工事に係る文部科学省における一般競争参加資格を記載する。 （例：管工事A、B又はC等級） ② 同種工事の施工実績 中央監視盤設置工事・改修工事または、集中方式の空調機器制御盤の施工実績有することで、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡が完了した工事の中から代表的なものを次の優先順位に基づき1件記載する。 1－国立大学法人又は文部科学省発注工事 2－他省庁発注工事 3－都道府県、市町村、公社又は公団発注工事 4－民間発注工事

	<p>③ 同種工事の記載事項</p> <p>イ. 工事名称、発注者名、施工場所、契約金額、工期、発注形態を記載する。</p> <p>ロ. 建物用途、構造・階数、建物規模、工事内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。 ・工事名称等の項目の内容が証明できる契約書等の写しを添付する。ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。 ・必要に応じ、規模等を確認できる平面図等の写しを添付する。
<p>別紙様式3 配置予定技術者の資格及び工事経験</p>	<p>① 管工事に係る国家資格を有し、配置予定の主任（監理）技術者の氏名を記載する。</p> <p>② 技術者の資格 資格は次によることとし、記載した資格の資格証、免許証の写しを添付する。</p> <p>（1）二級管工事施工管理技士。 （2）その他これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。</p> <p>③ 技術者の工事経験 技術者の工事経験が記載された主たる施工実績を記載すること。また、その工事が記載された主たる工事経歴書の写しを添付する。</p> <p>④ 技術者の現在の他工事従事状況 技術者が技術資料提出日現在において、その工事の主任（監理）技術者等として従事している場合は、その工事の名称及び工期を記入する。</p> <p>⑤ 複数の候補者を記入することができるが、その場合は資格等の評価が低い者により審査する。</p> <p>⑥ 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術資料を取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>⑦ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。</p> <p>⑧ 実際の施工にあたって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。</p>
<p>別紙様式4 事故及び不誠実な行為</p>	<p>全国又は関東甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び神奈川県内において営業停止を受けたもので、本工事の改札の日を基準として、指名停止措置の機関終了後6ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。</p> <p>※経常建設共同企業体で参加する場合は、各構成員が受けた全ての措置を記載すること。</p>

別紙様式5 地域の精通度	平成14年度以降、元請けとして完成・引渡が完了した管工事で神奈川県又は東京都内での施行実績の中から代表的なものを記載する。また、技術者・資機材等の拠点について記載する。
-----------------	--

4 苦情申立て

- (1) 学長は、技術資料を提出した者のうち当該工事について競争参加を認めなかった者に対して、競争参加を認めなかった旨及びその理由（以下「理由等」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年 法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（(3)及び5の(1)において「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、学長に対して理由等についての説明を求めることができる。
- (3) 学長は、理由等についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

5 再苦情申立て

- (1) 学長からの理由等の説明に不服がある者は、理由等の説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に、書面により、学長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。また、再苦情申立てについては入札監視委員会において審議を行うこととする。
- (2) 受付窓口 〒240-0193 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35
国立大学法人総合研究大学院大学財務課専門員
電話番号 046-858-1518
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 再苦情申立てに関する手続を示した書類等の入手先
(2)に同じ。

6 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料を無断で使用することはない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。